

宮城県漁船漁業復興完遂サポート事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 宮城県（以下「県」という。）は、海洋環境変化に対応した新たな漁業体制への転換を促進するため、予算の範囲内において、宮城県漁船漁業復興完遂サポート事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付等に関しては、補助金等交付規則（昭和51年宮城県規則第36号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(交付対象等)

第2条 補助金の交付対象となる経費及び補助率、事業実施主体は別表のとおりとする。

2 補助対象経費に補助率を乗じて算出された補助金額に千円未満の端数がある場合は、これを切り捨てるものとする。

(交付の申請)

第3条 規則第3条第1項の規定による補助金交付申請書の様式は、様式第1号によるものとする。

2 前項の補助金の交付の申請を行うに当たっては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

3 次の各号のいずれかに該当する者は、交付申請をすることはできない。

(1) 暴力団排除条例（平成22年宮城県条例第67号）に規定する暴力団又は暴力団員等

(2) 県税に未納がある者

(3) 国内の法令に反する業務を行っている者、公序良俗に反する業務を行っている者及び反社会勢力、又はこれに類似する企業・団体

(4) その他補助が適当でないと知事が認める者

4 知事は、前項第1号に定める暴力団又は暴力団員等に関する事項について、県警察本部長宛て照会することができる。

(交付申請の添付書類)

第4条 規則第3条第2項の規定により補助金交付申請書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

(1) 事業計画書（様式第2号）

(2) 納税証明書（税目は全ての県税。ただし、補助対象者等が納税義務者でないときは、任意様式によりその旨を記載した申立書を添付する。）

(3) 暴力団排除に関する誓約書（様式第3号）

(4) その他知事が必要と認める書類

(交付の条件)

第5条 規則第5条の規定により付する条件は、次のとおりとする。

(1) 補助事業の内容の変更又は補助事業に要する経費の配分の変更をする場合においては、様式第4号により知事の承認を受けること。ただし、次に掲げる軽微な変更にあつては、この限りでない。

イ 補助事業に要する経費の30パーセント以内の減額である場合

ロ 補助目的に変更をもたらさない事業計画の細部の変更である場合

(2) 補助事業を中止し又は廃止する場合においては、様式第5号により知事の承認を受けること。

(3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに、知事に報告してその指示を受けること。

(実績報告)

第6条 規則第12条第1項の規定による補助事業実績報告書の様式は、様式第6号によるものとする。

2 補助事業者は、前項の実績報告を行うに当たって、第3条第2項のただし書きの規定により補助金を算出した場合において、当該補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が明らかな場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

(実績報告の添付書類)

第7条 規則第12条第1項の規定により実績報告書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

(1) 事業実績書(様式第7号)

(2) その他知事が必要と認める書類

(補助金の交付方法)

第8条 補助金は、規則第13条に規定する補助金の額の確定後に交付するものとする。ただし、知事が補助事業の遂行上必要と認めるときは、規則第15条ただし書の規定により、概算払により交付できるものとする。

2 補助事業者は、前項の規定により補助金の交付を受けようとするときは、補助金概算払請求書(様式第8号)を知事に提出しなければならない。

(消費税及び地方消費税仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第9条 補助事業者は、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が確定した場合には、様式第9号により速やかに知事に報告しなければならない。

2 知事は、前項の報告があつた場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(処分の制限を受ける財産)

第10条 規則第21条の規定により処分の制限を受ける財産は、1件当たりの取得価格又は効用の増加額が50万円以上の機械、器具及びその他の財産とする。

2 規則第21条ただし書の規定により処分の制限を受ける期間は、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」(昭和40年大蔵省令第15号)に定める耐用年数に相当する期間とする。

(帳簿及び書類の備付け)

第 1 1 条 補助事業者は、補助金に係る経理についての収支の事実を明確にした証拠書類を整備し、かつ、これらの書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後 5 年間保存しなければならない。

(交付決定前着手)

第 1 2 条 補助事業の着手は、原則として補助金の交付決定に基づき行うものとする。ただし、やむを得ない事由により、当該交付決定前に着手する必要がある場合には、知事に対して、交付決定前着手届（様式第 1 0 号）を提出するものとする。

(その他)

第 1 3 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付等に関し必要な事項については、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和 5 年 8 月 2 1 日から施行し、令和 5 年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金に適用するものとする。

附 則

この要綱は、令和 7 年 3 月 1 9 日から施行する。

別表

区分	補助事業内容	補助対象経費	事業実施主体	補助率
漁撈技術等習得支援事業	新たな操業体制への転換の推進や検討に際して必要な漁撈技術や漁獲物の取扱い、販売面での対策等の技術や知識の習得を支援	先進地視察や研修会等の開催に要する経費 ・旅 費：交通費及び宿泊費の実費相当額 ・庁 費：会議費、印刷製本費、資料購入費、消耗品費 ・調査研究費：原材料費、外注費、機械リース料、コンサルティング委託費 ・報償費：講師謝金 ・その他：事業実施に必要と認める経費	宮城県内に所在地を有する ・漁業協同組合 ・漁業生産組合 ・知事が特に認める漁業者団体	2／3以内 ただし漁業者個人の経費を対象とする場合は、1 経営体あたりの補助上限額を20,000 千円とする。
操業体制転換支援事業	新たな操業体制への転換に必要な漁撈設備や漁具等の整備を支援	下記の漁業の不漁対策として取り組む、新たな操業体制への転換や対策に必要不可欠な、設備や漁具の整備に要する経費 【対象となる漁業】 ・サンマ、シロサケ、オキアミ、イカナゴ、スルメイカ、ヒラメ・カレイ類（仙台湾で操業するもの）、マアナゴ、アカガイを主な対象とする沿岸漁船漁業及びその他知事が認める漁業 ・漁船費：魚倉工事等の既存漁船の改造費（新たな漁船や推進機関の購入費は補助対象外とする） ・設備費：ネットホーラー等設備の購入及び艀装費（ただし陸上設備の建屋の整備費は補助対象外とする） ・漁具費：漁網や生簀等の漁具及び養殖施設の購入費 ・その他：事業実施に必要と認める経費 ※事業実施主体において第11条で定める帳簿及び書類の備付けを条件に、漁業者個人の経費も補助対象とすることができる。 ※補助対象とする個人事業者は、漁業が主たる収入源であって、上記の漁業を営み、不漁前（概ね平成24～28年）において、全体の漁業収入に占める上記の漁業による漁業収入の割合が相当程度あった経営体とする。		

※補助対象経費の扱いについては、本表のほか、「宮城県漁船漁業復興完遂サポート事業費補助金の手引き」によるものとする。